

## 参考2 「年20mSv（ミリシーベルト）」ってどういう値？

### <ふだんの暮らしで>

日本の法令は、通常時の一般公衆の被ばく許容線量を「年1 mSv」として体系化されています。西濃総合庁舎のモニタリングポストでふだん計測されている空間線量は、およそ毎時0.06 μSv（マイクロシーベルト）前後です。（年間積算線量としては0.5 mSv程度）

### <岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】では>

3月18日に策定（修正）された岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】では、最悪のケースで実効線量年間20 mSv以上となる可能性のある地域のある25市町を対策強化地域に指定しました。西濃地域は11市町すべてが対策強化地域となり、特に大垣市（旧大垣市）、関ヶ原町、揖斐川町（旧藤橋村及び旧坂内村）では、実効線量が年間100 mSv以上となる可能性が示されています。

実効線量年間20 mSv（毎時20 μSv相当）以上となる可能性が生じた場合、1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施するとしています。

### <福島原発事故で使われている年20mSv>

福島原発事故で放射性物質に汚染された地域の区分けに「年20 mSv」が使われています。

1ヶ月以内に移転を求められた飯舘村の「計画的避難区域」※1、そして、「特定避難勧奨地点」※2、「居住制限区域」※3、「帰還困難区域」※4 などです。

- ※1 年間積算線量が20 mSv以上になると予想される区域
- ※2 年間積算線量が20 mSv以上になると予想される地点
- ※3 避難指示区域のうち、年間積算線量が20 mSvを超えるおそれがあり、避難を継続する区域
- ※4 事故後6年間を経過してもなお、年間積算線量が20 mSvを下回らず、平成24年3月時点で年間積算線量が50 mSv超の地域

### <職業被ばくの許容線量>

福島原発事故以前には、「年20 mSv」という放射線量は私たちの生活とはほとんど関わりのない、非常に高い放射線量でした。レントゲン撮影室などの放射線管理区域でも、3ヶ月で1.3 mSv、年5.2 mSvが限度です。

日本の法令では、診療エックス線技師など放射線業務従事者の被ばくを量限度を、5年間に100 mSv（実効線量）を超えず、かつ1年間に50 mSvを超えないと定めています。また男性の5年間の放射線量管理目標値を年平均20 mSvとしています。しかし妊娠の可能性のある女性従事者は3ヶ月で5 mSv、妊娠の事実を知った場合はその時から出産まで期間の腹部表面被ばく2 mSv、16歳から18歳までの訓練中の学生や研修生は年6 mSvなどと、妊婦や若年者には厳しい限度を適用しています。



年20 mSvという基準は、男性の職業被ばくの管理目標値を、一般人をはじめ、子どもや妊娠中の女性にも適用していることと同等です。

### そのほか

- ☆ 放射線被ばく者に対する白血病の労災認定基準 年5.2 mSv
- ☆ チェルノブイリ原発事故の強制移住区域の空間放射線量 年5 mSv